

## 東京都地方独立行政法人評価委員会条例

平成一六年六月二三日

条例第一一八号

### (設置)

第一条 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第十一条第一項の規定に基づき、東京都が設立する地方独立行政法人の業務の実績に関する評価等を行うため、知事の附属機関として、東京都地方独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (組織)

第二条 委員会は、委員十四人以内で組織する。

2 委員は、経営、教育研究又は試験研究に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

### (委員の任期等)

第三条 委員の任期は、二年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議期間とする。

### (委員長)

第四条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

### (分科会)

第五条 委員会は、専門的事項を分掌させるため、分科会を置くことができる。

2 分科会に属すべき委員及び臨時委員は、知事が指名する。

3 分科会に分科会長を置き、分科会長は、当該分科会に属する委員の互選により選任する。

4 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。

5 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 委員会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

( 議事 )

第六条 委員会は、知事が招集する。

2 委員長は、委員会の議長となる。

3 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 前各項の規定は、分科会の議事に準用する。

( 委任 )

第七条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、東京都規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の東京都公立大学法人評価委員会条例第一条に規定する東京都公立大学法人評価委員会並びにその委員長及び委員は、この条例による改正後の東京都地方独立行政法人評価委員会条例第一条に規定する東京都地方独立行政法人評価委員会並びにその委員長及び委員となり、同一性をもって存続するものとする。

## 東京都地方独立行政法人評価委員会規則

平成十七年十月十三日  
東京都規則第一九二号

(趣旨)

第一条 この規則は、東京都地方独立行政法人評価委員会条例（平成十六年東京都条例第百十八号。以下「条例」という。）第七条の規定に基づき、東京都地方独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(分科会)

第二条 条例第五条第一項の規定に基づき、委員会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第十一条第二項の規定により委員会の権限に属させられた事項のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる業務を行う地方独立行政法人に係るもの（委員長が別に定めるものに限る。）を処理することとする。

試験研究分科会	公立大学分科会
試験研究	大学の設置及び管理

(庶務)

第三条 委員会の庶務は、総務局行政改革推進室組織管理課において総括し、及び処理する。ただし、試験研究分科会に係るものについては産業労働局商工部創業支援課において、公立大学分科会に係るものについては総務局首都大学支援部大学調整課において処理する。

(雑則)

第四条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 東京都公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例（平成十七年東京都条例第百十七号）附則第二項の規定により委員会の委員となった者は、公立大学分科会に属すべき委員となるものとする。